令和7年10月1日から

開庁(所)時間を変更します

職員の働き方改革の一環として、令和7年10月1日(水)から、次のとおり開庁(所)時間を変更いたします。ご理解とご協力の程、よろしくお願いします。

変更後の開庁(所)時間

8:30～17:15

※変更前 8:30～17:30

対象施設

- ●市役所本庁舎
- ●各出張所
- ●福祉健康センター
- ●保健福祉総合支援センター
- ●各地域包括支援センター
- ●子育て支援センター(とみここ)

※市役所本庁舎の月2回(第1・第3月曜日)の窓口延長（午後7時まで)については変更ありません。